

申 請

平成 23 年 6 月 23 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
菅 直人 殿

福島県知事
佐藤 雄平

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 3 月 23 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

1 次に掲げる品目について、出荷制限・摂取制限を解除すること。

- (1) 福島県県北地方において産出された非結球性葉菜類
- (2) 福島県相双地方において産出されたかぶ

2 解除を申請する理由

平成 23 年 6 月 6 日から 6 月 20 日までに福島県県北地方及び福島県相双地方の各地で実施した検査結果において、安全が確認された。

なお、解除後も引き続き、モニタリング計画による安全確認検査を実施する。

検査の詳細は、別添資料のとおりである。

非結球性葉菜類出荷制限・摂取制限解除計画（福島県県北地方）

1 出荷制限を解除する範囲

福島県県北地方

（福島市、川俣町（山木屋の区域を除く。）、伊達市、桑折町、国見町、二本松市、大玉村、本宮市）

2 制限解除までの検査計画（別添1参照）

非結球性葉菜類の指標作物としてほうれんそうを選定し、出荷制限・摂取制限を解除する。

3 解除後の出荷管理計画

（1）出荷者の対策

ア 県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という。）の出荷者に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱いを文書やホームページ等により周知するとともに、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

イ 出荷団体等に対し、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

ウ 今般出荷制限・摂取制限を解除する県北地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コードを掲載しており、生産物の生産市町村の絞り込みが可能となっている。また、出荷者は生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能である。

それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。（別添2参照）

(2) 出荷状況の把握

県は、出荷制限品目について、県内の出荷状況を J A 全農福島及び卸売市場を通して隔週を目途に確認する。

また、系統外出荷団体等が添付するチラシ等については、系統外出荷団体等に対する説明によって周知する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供

卸売市場等に対して県内の出荷制限解除となった地方以外のほうれんそう等の非結球性葉菜類について出荷制限が引き続き指示されていることを周知するとともに、県北地方産出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

また、卸売市場の巡回により状況確認を行う。

(4) 解除後のモニタリング計画

解除後も東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、ほうれんそう等の出荷が見込める時期まで、出荷のある市町村において検査を実施する。

(5) モニタリング調査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が得られた場合には、即時に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を求める。また、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。

福島県「県北」ほうれんそう検査実績及び計画

分析機関

財団法人 日本分析センター

野菜類

暫定規制値	Cs	I
(ベクレル/kg)	500	2000

地域	栽培形態	市町村	解除計画					
			1回目		2回目		3回目	
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			6月6日		6月13日		6月20日	
県北	露地施設	福島市	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	川俣町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	伊達市	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	桑折町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	国見町					ND	ND
	露地施設	二本松市	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	大玉村	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	本宮市	ND	ND	29	ND	ND	ND

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のほうれんそうのない市町村

地域	栽培形態	市町村	解除後のモニタリング計画						
			Cs	I	Cs	I	Cs	I	
			6月27日		7月4日		7月11日		
県北	露地施設	福島市	検査予定						
	露地施設	川俣町			検査予定				
	露地施設	伊達市	-	-	-	-	-	-	
	露地施設	桑折町	-	-	-	-	-	-	
	露地施設	国見町	-	-	-	-	-	-	
	露地施設	二本松市					検査予定		
	露地施設	大玉村			検査予定				
	露地施設	本宮市	検査予定						

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のほうれんそうのない市町村

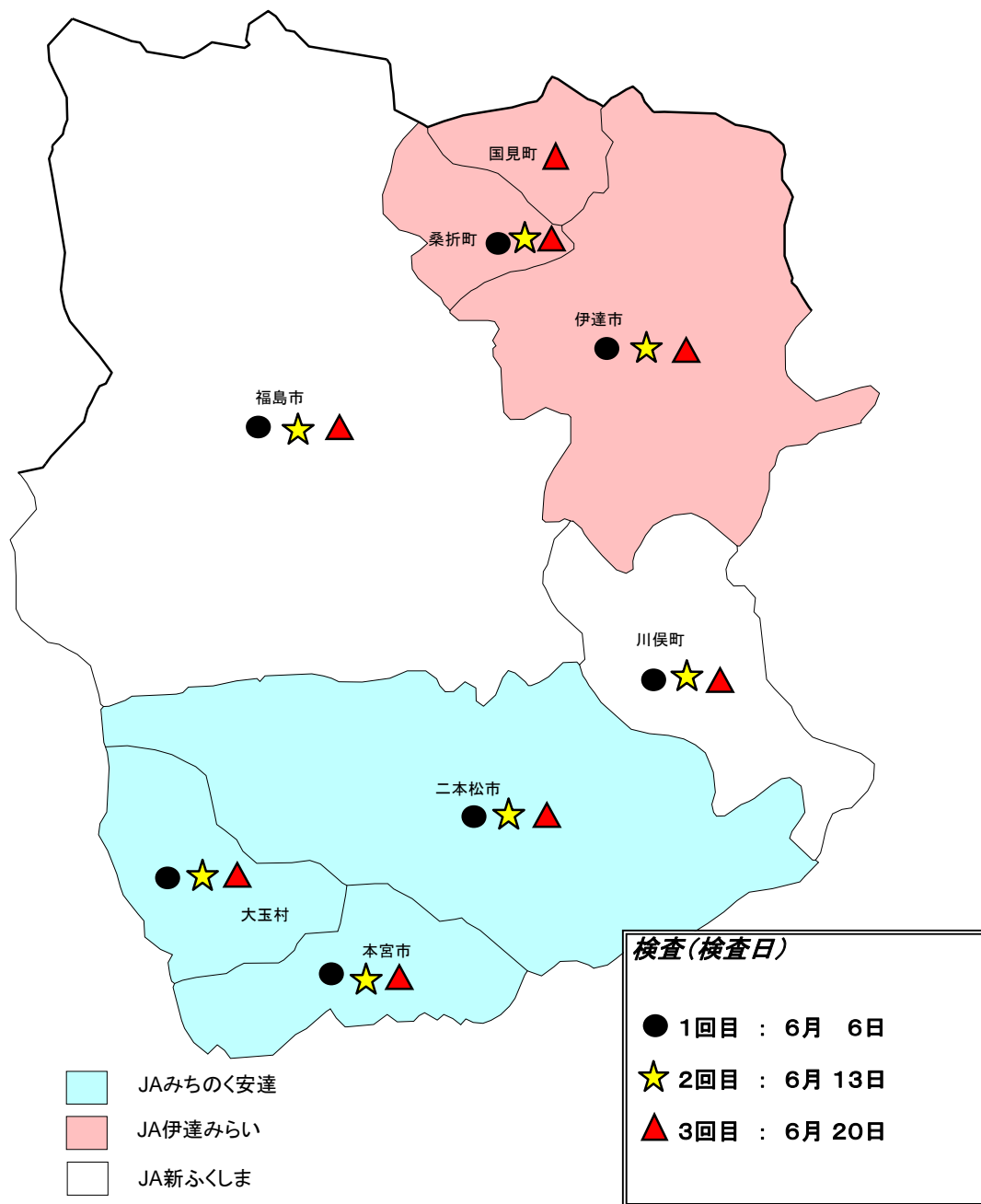
(別添2)

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
福島市	新ふくしま農業協同組合	福島市、川俣町	ほうれんそう等非結球葉菜類
福島市	平石出荷組合	福島市	ほうれんそう等非結球葉菜類
伊達市	伊達みらい農業協同組合	伊達市、桑折町、国見町	ほうれんそう等非結球葉菜類
二本松市	みちのく安達農業協同組合	二本松市、本宮市、大玉村	ほうれんそう等非結球葉菜類
二本松市	諸橋蔬菜出荷組合	二本松市	ほうれんそう等非結球葉菜類

県北地方「ほうれんそう」モニタリング計画

(別添3)



■ほうれんそう生産状況

市町村名	作付面積 ① ha	収穫量 ② t	出荷量 ③ t	検査対象 市町村
福島市	42	484	411	○
二本松市	11	106	44	○
伊達市	20	219	153	○
本宮市	4	43	12	○
桑折町	1	13	4	○
国見町	2	20	11	○
川俣町	2	23	10	○
福島市(飯野町)	1	13	6	○
大玉村	2	24	6	○
地方合計	85	945	657	
県合計	505	5,540	3,940	

※平成18年度農林水産統計資料

県北地方における検査の割合100%

$$\left[\frac{\text{検査の割合}}{\text{検査対象市町村の出荷量}} \right] \times \text{県北地方の出荷量}$$

かぶの出荷制限解除計画（福島県相双地方）

1 出荷制限を解除する範囲

福島県相双地方のうち新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20km圏内の区域及び、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津、原町区大原字和田城を除く。）

2 制限解除までの検査計画（別添1参照）

相双地方において出荷のある市町村で毎回2市町村以上検査を実施し、かぶの出荷制限を解除する。

3 解除後の出荷管理計画

（1）出荷者の対策

ア 県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体等（以下、「出荷団体等」という。）の出荷者に対し、これまでどおり出荷制限品目の取扱いを文書やホームページ等により周知するとともに、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

イ 出荷団体等に対し、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

ウ 今般出荷制限を解除する相双地方の出荷団体等は、出荷容器に出荷団体名及び生産者コード等を掲載しており、生産物の生産市町村の絞り込みが可能となっている。

また、出荷者は生産履歴を記録・保管し、出荷団体等は出荷者の生産履歴を出荷前に確認している。当該地方のJA系統の出荷団体は、出荷容器に出荷団体名等を表示しており、卸売業者、小売業者も当該表示を見ることにより生産地域の判別が可能である。

それ以外の系統外出荷団体等に対しては、出荷容器への産地名のわかるチラシ等の添付を徹底し、卸売業者、小売業者も当該チラシ等を見ることにより、生産地域を判別可能とする。（別添2参照）

（2）出荷状況の把握

県は、出荷制限品目について、県内の出荷状況をJA全農福島及び卸売市場を通して隔週を目途に確認する。

また、系統外出荷団体等が添付するチラシ等については、系統外出荷団体等に対する説明によって周知する。

(3) 卸売市場等出荷先への情報提供

卸売市場等に対して県内の制限解除となった地域以外のかぶで出荷制限が引き続き指示されていることを周知するとともに、相双地方産出荷団体等の情報を提供し、出荷容器の名称等を確認させることにより区分管理するよう指導する。

また、卸売市場の巡回により状況確認を行う。

(4) 解除後のモニタリング計画

ア 解除後も東京電力株式会社福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、かぶの出荷が見込める時期まで、出荷のある市町において検査を実施する。

イ 南相馬市の緊急時避難準備区域は、解除後に1点以上検査を実施する。

(5) モニタリング調査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が得られた場合には、即時に当該市町村からの当該品目の出荷自粛を求める。また、周辺地域の広がりについてモニタリング検査を行う。

福島県「相双」かぶ検査実績及び計画

野菜類

暫定規制値 (ベクレル/kg)	Cs	I
	500	2000

分析機関

財団法人 日本分析センター

地域	栽培形態	市町村	解除計画					
			1回目		2回目		3回目	
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			6月6日		6月13日		6月20日	
相双	露地施設	南相馬市	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	相馬市	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	新地町	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	露地施設	飯館村	-	-	-	-	-	-
	露地施設	広野町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	楢葉町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	富岡町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	川内村	-	-	-	-	-	-
	露地施設	大熊町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	双葉町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	浪江町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	葛尾村	-	-	-	-	-	-

} 解除申請区域

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のかぶのない市町村

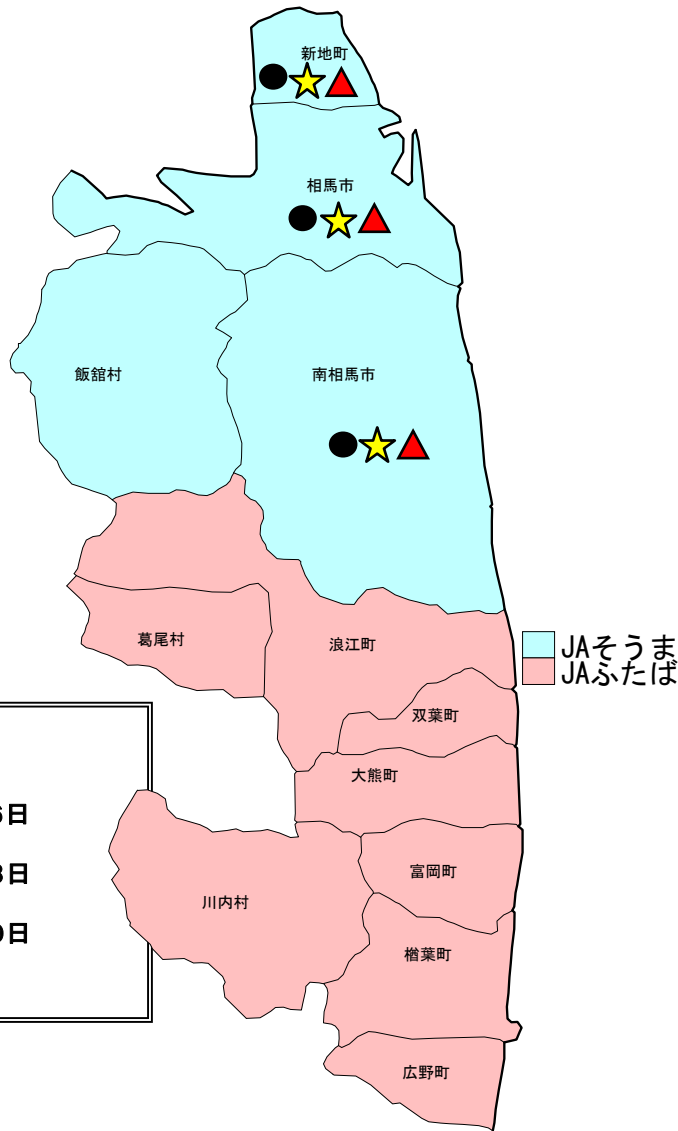
地域	栽培形態	市町村	解除後のモニタリング計画					
			Cs	I	Cs	I	Cs	I
			6月27日		7月4日		7月11日	
相双	露地施設	南相馬市	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	相馬市	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	新地町	検査予定		検査予定		検査予定	
	露地施設	飯館村	-	-	-	-	-	-
	露地施設	広野町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	楢葉町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	富岡町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	川内村	-	-	-	-	-	-
	露地施設	大熊町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	双葉町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	浪江町	-	-	-	-	-	-
	露地施設	葛尾村	-	-	-	-	-	-

※「-」は出荷が行われていない、または出荷時期のかぶのない市町村

(別添2)

出荷制限区域の出荷団体等

市町村名	出荷団体	集荷エリア	出荷制限品目
南相馬市	そうま農業協同組合	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村	かぶ
南相馬市	原町中央青果市場野菜生産組合	相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村	かぶ



検査(検査日)

- 1回目 : 6月 6日
- ★ 2回目 : 6月13日
- ▲ 3回目 : 6月20日

■かぶ生産状況

市町村名	作付面積 ① ha	収穫量 ② t	出荷量 ③ t	検査対象 市町村
相馬市	3	56	28	○
南相馬市	7	142	80	○
新地町	1	14	5	○
広野町	1	9	1	
檜葉町	2	29	8	
富岡町	2	38	13	
川内村	1	8	1	
大熊町	1	18	3	
双葉町	1	23	5	
浪江町	2	37	13	
葛尾村	1	8	1	
飯館村	1	21	7	
地方合計	23	403	165	
解除申請区域計	11	212	113	
県合計	176	3,060	1,580	

解除申請区域

※平成16年度農林水産統計資料

相双地方(解除申請区域)における検査の割合100%

$$\left[\frac{\text{検査の割合}}{\text{検査対象市町村の出荷量}} \rightarrow \text{相双地方(解除申請区域)の出荷量} \right]$$